

サービス提供責任者（同行援護）と 同行援護従業者の資格要件について

1 サービス提供責任者の要件

次の（イ）の要件を満たす者であって、かつ（ロ）の要件を満たすもの

（イ） 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者、看護師又は准看護師のいずれかに該当する者（介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する研修の修了者も含む。）

（ロ） 同行援護従業者養成研修（応用課程）修了者又は社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修修了者

2 従業者の要件：

次の①、②、③のいずれかの者

① 同行援護従業者養成研修一般課程修了者^{※1}（裏面）

② 次の（ハ）の要件を満たす者であって、かつ、（ニ）の要件を満たすもの

（ハ） 居宅介護の従業者要件を満たす者^{※2}（裏面）

（ニ） 視覚障がいをもつ身体障がい者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した者

③ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等

※1 次の研修を、同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当するものとして扱う。

- ・ ガイドヘルパー養成研修
平成2年度から平成8年度まで都道府県又は指定都市が実施したもの

- ・ ガイドヘルパー養成研修（視覚障害者課程）
ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日付け障障第90号）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したもの

- ・ 視覚障害者移動介護従業者養成研修
廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号に掲げるもの

- ・ 視覚障害者外出介護従業者養成研修
廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）」第3号に掲げるもの

- ・ 大阪府移動支援従業者養成研修（視覚障害課程）
大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき市町村又は指定研修事業者が実施したもの

- ・ 大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修

※2 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員従業者養成研修1級又は2級課程修了者、居宅介護職員初任者研修修了者、看護師、准看護師

以上